

## 主 文

本件上告を棄却する。

## 理 由

弁護人衣里五郎の上告趣意は、違憲（三七条二項違反）をいうが、所論の理由のないことは、当裁判所昭和二三年六月二三日大法廷判決（刑集二巻七号七三四頁）、同昭和二三年七月二九日大法廷判決（刑集二巻九号一〇四五頁）によつて明らかであり、その余は、単なる法令違反、量刑不当の主張であつて、適法な上告理由にあたらない。また、記録を調べても、刑訴法四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同法四〇八条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

昭和四六年三月三〇日

## 最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	飯	村	義	美
裁判官	田	中	二	郎
裁判官	下	村	三	郎
裁判官	松	本	正	雄
裁判官	関	根	小	郷